

# 西予市建設工事最低制限価格制度実施要綱

平成 24 年 6 月 18 日

告示第 107 号

(目的)

第 1 条 この告示は、市が発注する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事(以下「工事」という。)の競争入札における低価格の入札に関し、工事の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 10 第 2 項(令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。)及び西予市契約規則(平成 25 年西予市規則第 13 号。以下「規則」という。)第 8 条第 2 項の規定に基づく最低制限価格の設定等最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 この告示の対象は、入札に付するすべての工事とする。

2 前項に規定する工事のうち、次に掲げる場合には適用しない。

(1) 総合評価落札方式により落札者を決定する場合

(2) 市長が特に必要と認める場合

(最低制限価格の算定)

第 3 条 前条に規定する工事の契約に係る最低制限価格は、別表に掲げるところにより算出した額とする。

(最低制限価格の事後公表)

第 4 条 前条の規定により算定した最低制限価格は、契約の締結後に公表するものとする。

(落札者の決定)

第 5 条 入札価格が最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た額を下回る場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とせず、その旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

2 前項の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、抽せんによるものとする。

(落札者決定の通知)

第 6 条 入札執行者は、前条の規定により落札者が決定したときは速やかに落札者に落札決定通知を行い、失格となった者にはその旨の通知を行うとともに

に、入札結果を公表するものとする。

- 2 公表の方法は、入札結果を閲覧により公表するとともに、結果を西予市ホームページに記載し、その他の入札者にはこれをもって結果の通知に代えるものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 市長は、規則第3条の規定による一般競争入札の公告をし、又は規則第19条第2項の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知(以下「入札公告等」という。)をするにあたっては、次の各号に掲げる事項について、当該事項を西予市ホームページ等に掲示して周知を図るものとする。

(1) 最低制限価格が設定されていること。

(2) 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則 ([平成24年告示第171号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 ([平成25年告示第63号](#))

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に西予市財務規則(平成16年西予市規則第48号)の規定によりなされた契約に係る手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 ([平成25年告示第124号](#))

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に入札公告又は入札参加指名通知を行った工事について

は、なお従前の例による。

附 則([平成 26 年告示第 52 号](#))

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則([平成 28 年告示第 56 号](#))

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則([平成29年告示第90号](#))

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則([令和元年西予市告示第 40 号](#))

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則([令和 4 年西予市告示第113号](#))

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等

を行った工事については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

最低制限価格の算定方法

区分	計算式	備考
土木工事	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.1$	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に7.5/10を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に7.5/10を乗じて得た額を最低制限価格とする。
建築工事(建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。)	$\{\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68\} \times 1.1$	同左

(注) 各費目毎に所定の率を乗じたもの(円未満は切捨て)の合計に、1.1を乗じた額(円未満切捨て)とする。